

日本消費経済新聞ホームページ・バナー広告掲載取扱要領

〈目的〉

第1条 この要綱は、日本消費経済新聞社（以下、「当社」という）が管理するホームページ（以下、「当社ホームページ」という）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

〈定義〉

第2条 この要綱における広告とは、文字または画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

〈広告の種類〉

第3条 当社ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下、「広告」という）とする。

〈広告の掲載位置等〉

第4条 広告を掲載する位置および枠数はトップページ右サイドの縦4枠とし、上から申し込みの順番で掲載する。広告の規格は原則として次の通りとする。

- ① 大きさ 縦 108 ピクセル 横 360 ピクセル
- ② 形式 GIF または JPEG
- ③ 容量 2GB 以下

〈広告掲載料〉

第5条 広告掲載料は、原則1カ月2万円とする。

〈広告の掲載基準〉

第6条 次に定めるものは、当社ホームページに掲載しない。

- ① 法令または条例、規則に違反または抵触する恐れのあるもの。
- ② 宗教活動、意見広告または個人の宣伝に係るもの。
- ③ 特定の政党または政治団体の利益となるもの。
- ④ 青少年の健全育成に支障があると認められるもの。
- ⑤ その公の秩序または善良の風俗に反するもの。
- ⑥ 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
- ⑦ 犯罪を誘発するもの、恐れのあるもの。
- ⑧ 当社ホームページの目的、公共性、公益性、品位を損なう恐れのあるもの。
- ⑨ その他当社ホームページへの広告掲載が適当でないもの。

〈広告の掲載期間〉

第7条 広告を掲載する期間は、1カ月単位とし、1カ月を超える連続した期間の広告掲載の申し込みがあった場合は、申し込み毎に掲載期間を決定する。広告の掲載開始は、各月初日（1日）とし、期間満了は各月末日とする。

〈広告掲載の募集方法〉

第8条 広告は、当社ホームページにより公募するものとする。

〈広告掲載の申し込み〉

第9条 広告の掲載を希望する者は、「日本消費経済新聞ホームページ広告掲載申込書」により、当社ホームページ内1枠を限度として、当社に広告の掲載を申し込むものとする。

〈広告掲載の決定〉

第10条 前条の申し込みがあった場合は、第6条の掲載基準を踏まえ、広告掲載を決定する。

〈広告掲載料の支払い〉

第11条 広告主は、広告の掲載期間満了後、当社が指定する期日までに広告掲載料を支払うものとする。

〈広告原稿の作成と提出〉

第12条 広告原稿は、広告主の責任および負担において作成し、掲載開始月の初日（1日）から起算して10日前の日までに当社が指定する方法で提出するものとする。掲載期間中に広告の内容を変更しようとする場合は、変更を希望する日の10日前までに当社へ提出するものとする。

〈広告掲載の取り消し〉

第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

①第6条の規定に反すると判断したとき。

②その他、広告の掲載を継続することが適切でないと当社が判断したとき。

2 前項の規定によって広告の掲載を取り消した場合、当社は広告主に対し、取り消し理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定によって広告の掲載を取り消した場合、当社は、納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

4 第1項の規定によって広告の掲載を取り消した場合、当社は広告主に対し、一切の補償は行わないものとする。

〈広告掲載の取り下げ〉

第14条 広告主は、自己の都合によって広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定によって広告掲載を取り下げるときは、書面によって当社に申し出なければならない。

3 第1項の規定によって広告掲載が取り下げられた場合、当社は、納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

〈広告主の責務〉

第15条 広告主は、広告およびリンク先のホームページの内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告掲載によって第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担

において解決しなければならない。

〈その他〉

第 16 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当社の判断に従うものとする。

附則

この要領は、2015 年（平成 27 年）7 月 1 日から施行する。